

令和3年6月8日
一般社団法人日本建設機械工業会

会員 各位

輸出向け建設機械新車証明制度の廃止について

貴社ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当工業会活動に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当工業会では、製造者が自主的に輸出向け建設機械9機種（注）を日本国内の工場から出荷する時点で、当該建設機械が輸出向けの新車であることを証明する輸出向け建設機械新車証明制度（以下、「本制度」）を平成3年4月に制定しました。本制度は、輸出向けの新車に新車証明済ステッカー（以下、「ステッカー」）（下図）を貼付することにより、輸出向けと国内向けの建設機械を区別します。当工業会は、輸出向け建設機械のアフターサービスの向上、建設機械の輸出の正常化を図ることを目的に、本制度を現在に至るまで運用をまいりました。

（注）対象9機種

油圧ショベル、ミニショベル、ブルドーザ、クローラローダ、ホイールローダ、バックホーローダ、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン（三点支持式パイルドライバ、クラムシェル、ドラグラインを含む）、モータグレーダ

このような中、本制度制定から30年が経過し、会員企業の海外進出、生産のグローバル化を背景に、国際委員会にて本制度のあり方を検討してまいりました。その結果、昨今、世界的な排出ガス規制、環境規制、規格の厳格化により建設機械の輸出の正常化が保たれており、本制度は一定の役割を終えたものと判断しました。当工業会は、令和3年7月1日より輸出向け建設機械へのステッカーの貼付を段階的に廃止し、令和3年12月31日をもって本制度を廃止することを決定いたしました。したがって、令和4年1月から製造される輸出向け建設機械にステッカーは貼付されなくなります。

本制度の発足、運営に当たっては、長年に渡って多くの会員各社より貴重なご意見、またご援助を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

以上

(図) 新車証明済みステッカー

